

災害時のペット同行  
避難について



齋藤 光浩 議員

**質問**…災害時のペット同行避難について、本市の考えを伺います。

**答弁**…避難所の飼育が困難でない限り、原則ペットも受け入れることとしています。受入れ時には、ペット登録台帳にペットの名前や種類、品種、性別や、犬であれば狂犬病予防接種の状況等を記録し、ゲージ等での飼育が可能であることを確認した

上で受け入れることとしていきます。一方で、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする方や動物アレルギーを持つ方など、動物と一緒にいられない方がいることを配慮しなければなりません。したがって、避難所ごとの特性やその場の状況に合わせ、一般避難者とは別の部屋を用意するなどしてペット専用ス

ペースを確保する対応が求められます。また、飼い主に対しては、ペットの給餌や清掃などは、飼い主自らが責任を持って飼育することを基本とし、避難所という特殊な状況下においてトラブルが生じないように配慮をお願いすることとなります。

一般質問



中川 雅之 議員

新型コロナウイルス  
感染症対策について

**質問**…現在、国や地方自治体で問題になっているのは、自宅療養についてであります。自宅療養対象者は軽症と診断された感染者が中心で、療養期間は約10日間になります。しかし、軽症と診断された感染者でも、自宅療養中に1〜2時間で急変して重症化し、救急搬送を行うケース、命を落とすケースが急増しています。対応の遅れで生死に

も関わる状況が全国で増加し、大きな問題になっています。それらを踏まえ、感染拡大防止、医療崩壊防止、そして市民の命を守る「自宅療養に替る大田原方式・独自の空き施設の利活用」が考えられないものか、市の考えを伺います。

**答弁**…感染症法や、厚生労働省のガイドラインに基づき、療養施設の確保は都道府県が実施主

体となり、施設の選定については、客室数、動線及び適切なゾーニングのほか、医療従事者や療養を支援する人員確保等を含め、施設ごとのオペレーション体制を総合的に勘案して決定されています。また宿泊施設の選定基準がガイドラインで定められており、ふれあいの丘等の市有施設を利活用することは難しいと考えています。